

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）

連結における事業年度の開示事項

当金庫に係る子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示（平成18年3月27日金融庁告示第21号）の第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体) (単位：百万円 %)		(連結) (単位：百万円 %)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
■コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,902	48,766	47,932	48,796
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	968	969	968
うち、利益剰余金の額	46,972	47,836	47,001	47,866
うち、外部流出予定額（△）	38	38	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	177	156	177	156
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	177	156	177	156
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	48,080	48,923	48,109	48,953
■コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	50	53	50	53
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	50	53	50	53
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	16	110	16	110
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	66	163	66	163
■自己資本				
自己資本の額[(イ)－(ロ)](ハ)	48,013	48,760	48,042	48,789

●自己資本の構成に関する事項

(単体) (単位：百万円 %)

(連結) (単位：百万円 %)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
■リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	217,467	220,277	217,459	220,270
資産（オン・バランス）項目	211,947	215,395	211,938	215,387
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,223	△1,211	△1,223	△1,211
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目	4,772	4,278	4,772	4,278
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	748	603	748	603
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0	0	0
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た金額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,497	11,306	10,497	11,306
フロア調整額	-	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(二)	227,965	231,584	227,957	231,576
■自己資本比率				
自己資本比率[(ハ)／(二)]	21.06%	21.05%	21.07%	21.06%

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)		(単位：百万円)		(連結)	(単位：百万円)	
	令和6年度 リスク・ アセット等	所要 自己資本額	令和7年度 リスク・ アセット等	所要 自己資本額		令和6年度 リスク・ アセット等	令和7年度 リスク・ アセット等
イ.信用リスク・アセットの合計額	217,467	8,698	220,277	8,811		217,459	8,698
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	191,538	7,661	194,088	7,763		191,528	7,661
現金	—	—	—	—		—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	380	15	531	21		380	15
外国の中央政府及び中央銀行向け	575	23	670	26		575	23
国際決済銀行等向け	—	—	—	—		—	—
我が国の地方公共団体向け	50	2	50	2		50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	310	12	313	12		310	12
国際開発銀行向け	—	—	—	—		—	—
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2		50	2
我が国の政府関係機関向け	314	12	407	16		314	12
地方三公社向け	7	0	1	0		7	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,960	1,958	50,660	2,026		48,960	1,958
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,870	74	1,728	69		1,870	74
カバード・ボンド向け	—	—	—	—		—	—
法人等向け	62,691	2,507	63,072	2,522		62,691	2,507
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,700	788	20,648	825		19,700	788
トランザクター向け	—	—	—	—		—	—
不動産関連向け	32,644	1,305	29,251	1,170		32,644	1,305
自己居住用不動産等向け	9,313	372	8,251	330		9,313	372
賃貸用不動産向け	6,492	259	7,225	289		6,492	259
事業用不動産関連向け	16,839	673	13,774	550		16,839	673
その他不動産関連向け	—	—	—	—		—	—
ADC向け	—	—	—	—		—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,115	524	14,060	562		13,115	524
延滞等向け	3,487	139	3,220	128		3,487	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	380	15	357	14		380	15
取立未済手形	33	1	43	1		33	1
信用保証協会等による保証付	1,973	78	2,158	86		1,973	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—		—	—
株式等	6,862	274	8,589	343		6,852	274

●自己資本の充実度に関する事項

項 目		(単体)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
上記以外	上記以外	26,403	1,056	26,796	1,071	26,405	1,056	26,799	1,071
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,843	473	11,039	441	11,843	473	11,039	441
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,768	110	2,356	94	2,768	110	2,356	94
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	520	20	512	20	520	20	512	20
	上記以外のエクスポージャー	11,271	450	12,888	515	11,273	450	12,891	515
	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
	証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,223	△48	△1,211	△48	△1,223	△48	△1,211	△48
	⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	748	29	603	24	748	29	603	24
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	BI	6,998	279	7,537	301	6,998	279	7,537	301
	BIC	839	33	904	36	839	33	904	36
	ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	227,965	9,118	231,584	9,263	227,957	9,118	231,576	9,263

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、当該キャッシュ・フローを約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、当該キャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当てております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	561,349	570,073	232,202	234,385	124,087	121,597	35,249	34,464	—	—	10,769	10,244
国 外	36,490	31,141	—	—	36,490	31,141	—	—	—	—	—	—
地域別合計	597,839	601,215	232,202	234,385	160,577	152,739	35,249	34,464	—	—	10,769	10,244
製造業	48,053	47,219	21,387	20,480	25,678	25,781	987	957	—	—	1,305	1,069
農業、林業	922	1,046	922	1,046	—	—	—	—	—	—	33	20
漁 業	37	46	37	46	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	35,787	36,415	31,769	32,137	3,908	4,208	109	69	—	—	3,191	3,033
電気・ガス・熱供給・水道業	7,616	7,797	190	286	7,410	7,511	14	—	—	—	—	—
情報通信業	3,377	3,158	58	72	3,113	2,909	206	177	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,889	15,429	4,082	4,863	10,728	10,525	79	39	—	—	316	354
卸売業、小売業	26,988	26,509	19,503	18,918	7,226	7,324	258	267	—	—	1,643	1,427
金融業、保険業	217,966	228,726	19,987	21,402	27,867	27,156	301	540	—	—	40	22
不動産業	52,316	50,707	39,231	38,044	13,025	12,623	59	39	—	—	1,946	1,759
物品賃貸業	1,199	1,080	1,199	1,080	—	—	—	—	—	—	12	11
学術研究、専門・技術サービス業	1,351	1,344	1,351	1,344	—	—	—	—	—	—	66	125
宿泊業	698	775	698	775	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,125	3,073	3,125	3,073	—	—	—	—	—	—	257	263
生活関連サービス業、娯楽業	4,051	3,565	4,051	3,565	—	—	—	—	—	—	336	417
教育、学習支援業	614	578	614	578	—	—	—	—	—	—	64	57
医療・福祉	8,494	8,548	8,494	8,548	—	—	—	—	—	—	245	236
その他のサービス業	7,342	7,546	6,500	6,406	831	1,129	10	10	—	—	297	385
国・地方公共団体等	74,057	70,745	15,590	19,497	58,466	51,247	—	—	—	—	—	—
個 人	46,584	45,568	46,584	45,568	—	—	—	—	—	—	1,012	1,060
その他	42,365	41,331	6,821	6,648	2,322	2,320	33,221	32,362	—	—	—	—
業種別合計	597,839	601,215	232,202	234,385	160,577	152,739	35,249	34,464	—	—	10,769	10,244
1年以下	73,947	80,296	29,100	28,210	5,148	9,786	1,699	1,100	—	—		
1年超3年以下	118,080	126,832	17,588	17,672	19,091	21,760	3,200	2,900	—	—		
3年超5年以下	51,163	67,409	24,050	36,191	23,413	25,418	2,200	3,799	—	—		
5年超7年以下	54,510	40,083	31,647	22,203	19,863	15,779	3,000	2,100	—	—		
7年超10年以下	68,413	66,276	40,911	41,888	17,001	14,615	1,500	772	—	—		
10年超	182,321	171,449	81,289	80,869	76,059	65,380	472	700	—	—		
期間の定めのないもの	49,402	48,867	7,614	7,349	—	—	23,178	23,092	—	—		
残存期間別合計	597,839	601,215	232,202	234,385	160,577	152,739	35,249	34,464	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	561,339	570,063	232,202	234,385	124,087	121,597	35,239	34,454	—	—	10,769	10,244
国 外	36,490	31,141	—	—	36,490	31,141	—	—	—	—	—	—
地域別合計	597,829	601,205	232,202	234,385	160,577	152,739	35,239	34,454	—	—	10,769	10,244
製造業	48,053	47,219	21,387	20,480	25,678	25,781	987	957	—	—	1,305	1,069
農業、林業	922	1,046	922	1,046	—	—	—	—	—	—	33	20
漁 業	37	46	37	46	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	35,787	36,415	31,769	32,137	3,908	4,208	109	69	—	—	3,191	3,033
電気・ガス・熱供給・水道業	7,616	7,797	190	286	7,410	7,511	14	—	—	—	—	—
情報通信業	3,377	3,158	58	72	3,113	2,909	206	177	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,889	15,429	4,082	4,863	10,728	10,525	79	39	—	—	316	354
卸売業、小売業	26,988	26,509	19,503	18,918	7,226	7,324	258	267	—	—	1,643	1,427
金融業、保険業	217,966	228,726	19,987	21,402	27,867	27,156	301	540	—	—	40	22
不動産業	52,316	50,707	39,231	38,044	13,025	12,623	59	39	—	—	1,946	1,759
物品賃貸業	1,199	1,080	1,199	1,080	—	—	—	—	—	—	12	11
学術研究、専門・技術サービス業	1,351	1,344	1,351	1,344	—	—	—	—	—	—	66	125
宿泊業	698	775	698	775	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,125	3,073	3,125	3,073	—	—	—	—	—	—	257	263
生活関連サービス業、娯楽業	4,051	3,565	4,051	3,565	—	—	—	—	—	—	336	417
教育、学習支援業	614	578	614	578	—	—	—	—	—	—	64	57
医療・福祉	8,494	8,548	8,494	8,548	—	—	—	—	—	—	245	236
その他のサービス業	7,332	7,536	6,500	6,406	831	1,129	0	0	—	—	297	385
国・地方公共団体等	74,057	70,745	15,590	19,497	58,466	51,247	—	—	—	—	—	—
個 人	46,584	45,568	46,584	45,568	—	—	—	—	—	—	1,012	1,060
その他	42,365	41,331	6,821	6,648	2,322	2,320	33,221	32,362	—	—	—	—
業種別合計	597,829	601,205	232,202	234,385	160,577	152,739	35,239	34,454	—	—	10,769	10,244
1年以下	73,947	80,296	29,100	28,210	5,148	9,786	1,699	1,100	—	—		
1年超3年以下	118,080	126,832	17,588	17,672	19,091	21,760	3,200	2,900	—	—		
3年超5年以下	51,163	67,409	24,050	36,191	23,413	25,418	2,200	3,799	—	—		
5年超7年以下	54,510	40,083	31,647	22,203	19,863	15,779	3,000	2,100	—	—		
7年超10年以下	68,413	66,276	40,911	41,888	17,001	14,615	1,500	772	—	—		
10年超	182,321	171,449	81,289	80,869	76,059	65,380	472	700	—	—		
期間の定めのないもの	49,392	48,857	7,614	7,349	—	—	23,168	23,082	—	—		
残存期間別合計	597,829	601,205	232,202	234,385	160,577	152,739	35,239	34,454	—	—		

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				令和6年度	令和7年度	
一般貸倒引当金	令和6年度	173	169	—	173	169
	令和7年度	169	149	—	169	149
個別貸倒引当金	令和6年度	2,808	2,732	20	2,787	2,732
	令和7年度	2,732	2,477	58	2,673	2,477
合 計	令和6年度	2,982	2,902	20	2,961	2,902
	令和7年度	2,902	2,627	58	2,843	2,627

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				令和6年度	令和7年度	
	令和6年度	173	169	—	173	169
	令和7年度	169	149	—	169	149
	令和6年度	2,808	2,732	20	2,787	2,732
	令和7年度	2,732	2,477	58	2,673	2,477
	令和6年度	2,982	2,902	20	2,961	2,902
	令和7年度	2,902	2,627	58	2,843	2,627

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—
製造業	416	361	361	382	1	—	414	361	361	382	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	799	788	788	625	—	7	799	780	788	625	—	—

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	37	32	32	31	2	—	35	32	32	31	—	—
卸売業、小売業	140	241	241	170	6	—	134	241	241	170	—	—
金融業、保険業	3	2	2	1	—	—	3	2	2	1	—	—
不動産業	937	910	910	898	—	—	937	910	910	898	—	—
物品賃貸業	20	12	12	11	—	—	20	12	12	11	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	72	57	57	54	—	—	72	57	57	54	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	185	156	156	152	—	—	185	156	156	152	—	—
教育、学習支援業	14	13	13	39	—	—	14	13	13	39	—	—
医療・福祉	38	34	34	29	—	6	38	27	34	29	—	—
その他のサービス業	21	20	20	44	—	2	23	17	20	44	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	118	101	101	36	10	42	107	59	101	36	—	—
合 計	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—
製造業	416	361	361	382	1	—	414	361	361	382	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	799	788	788	625	—	7	799	780	788	625	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	37	32	32	31	2	—	35	32	32	31	—	—
卸売業、小売業	140	241	241	170	6	—	134	241	241	170	—	—
金融業、保険業	3	2	2	1	—	—	3	2	2	1	—	—
不動産業	937	910	910	898	—	—	937	910	910	898	—	—
物品賃貸業	20	12	12	11	—	—	20	12	12	11	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	72	57	57	54	—	—	72	57	57	54	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	185	156	156	152	—	—	185	156	156	152	—	—
教育、学習支援業	14	13	13	39	—	—	14	13	13	39	—	—
医療・福祉	38	34	34	29	—	6	38	27	34	29	—	—
その他のサービス業	21	20	20	44	—	2	23	17	20	44	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	118	101	101	36	10	42	107	59	101	36	—	—
合 計	2,808	2,732	2,732	2,477	20	58	2,787	2,673	2,732	2,477	—	—

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単体)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,308	－	3,308	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,733	－	36,733	－	380	1
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,545	242	6,545	242	575	8
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	37,901	－	37,901	－	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,548	－	1,548	－	310	20
国際開発銀行向け	1,602	－	1,602	－	－	0
地方公共団体金融機構向け	491	－	491	－	50	10
我が国の政府関係機関向け	2,538	－	2,538	－	314	12
地方三公社向け	1,452	－	1,452	－	7	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,120	2,364	206,120	2,364	48,960	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,418	－	6,418	－	1,870	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,007	2,427	111,537	1,514	62,691	55
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,036	7,052	31,733	2,964	19,700	57
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	62,365	1,592	60,125	1,592	32,644	53
自己居住用不動産等向け	34,936	469	34,438	469	9,313	27
賃貸用不動産向け	9,825	1,008	9,646	1,008	6,492	61
事業用不動産関連向け	17,603	114	16,040	114	16,839	104
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	11,888	－	11,888	－	13,115	110
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,451	－	3,274	－	3,487	107
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	732	－	728	－	380	52
取立未済手形	168	－	168	－	33	20
信用保証協会等による保証付	39,238	－	39,238	－	1,973	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	6,854	16	6,854	16	6,862	100
合 計					191,538	

(単体)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	3,718	－	3,718	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,213	－	33,213	－	531	2
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,954	251	5,954	251	670	11
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	40,099	－	40,099	－	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,563	－	1,563	－	313	20
国際開発銀行向け	1,362	－	1,362	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	352	－	352	－	50	14
我が国の政府関係機関向け	3,419	－	3,419	－	407	12
地方三公社向け	1,420	－	1,420	－	1	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	216,474	1,307	216,474	1,307	50,660	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,017	－	6,017	－	1,728	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,795	2,353	112,997	1,428	63,072	55
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,376	6,724	33,871	2,766	20,648	56
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	59,446	1,421	57,482	1,421	29,251	50
自己居住用不動産等向け	34,151	406	33,880	406	8,251	24
賃貸用不動産向け	10,530	936	10,341	936	7,225	64
事業用不動産関連向け	14,763	78	13,260	78	13,774	103
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	9,644	－	9,644	－	14,060	146
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,189	－	3,034	－	3,220	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	730	－	714	－	357	50
取立未済手形	218	－	218	－	43	20
信用保証協会等による保証付	37,337	－	37,337	－	2,158	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	7,092	16	7,092	16	8,589	121
合 計					194,088	

(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,308	－	3,308	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,733	－	36,733	－	380	1
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,545	242	6,545	242	575	8
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	37,901	－	37,901	－	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,548	－	1,548	－	310	20
国際開発銀行向け	1,602	－	1,602	－	－	0
地方公共団体金融機構向け	491	－	491	－	50	10
我が国の政府関係機関向け	2,538	－	2,538	－	314	12
地方三公社向け	1,452	－	1,452	－	7	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,120	2,364	206,120	2,364	48,960	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,418	－	6,418	－	1,870	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,007	2,427	111,537	1,514	62,691	55
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,036	7,052	31,733	2,964	19,700	57
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	62,365	1,592	60,125	1,592	32,644	53
自己居住用不動産等向け	34,936	469	34,438	469	9,313	27
賃貸用不動産向け	9,825	1,008	9,646	1,008	6,492	61
事業用不動産関連向け	17,603	114	16,040	114	16,839	104
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	11,888	－	11,888	－	13,115	110
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,451	－	3,274	－	3,487	107
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	732	－	728	－	380	52
取立未済手形	168	－	168	－	33	20
信用保証協会等による保証付	39,238	－	39,238	－	1,973	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	6,844	16	6,844	16	6,852	100
合　　計					191,528	

(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	3,718	－	3,718	－	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,213	－	33,213	－	531	2
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,954	251	5,954	251	670	11
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	40,099	－	40,099	－	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,563	－	1,563	－	313	20
国際開発銀行向け	1,362	－	1,362	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	352	－	352	－	50	14
我が国の政府関係機関向け	3,419	－	3,419	－	407	12
地方三公社向け	1,420	－	1,420	－	1	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	216,474	1,307	216,474	1,307	50,660	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,017	－	6,017	－	1,728	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,795	2,353	112,997	1,428	63,072	55
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,376	6,724	33,871	2,766	20,648	56
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	59,446	1,421	57,482	1,421	29,251	50
自己居住用不動産等向け	34,151	406	33,880	406	8,251	24
賃貸用不動産向け	10,530	936	10,341	936	7,225	64
事業用不動産関連向け	14,763	78	13,260	78	13,774	103
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	9,644	－	9,644	－	14,060	146
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,189	－	3,034	－	3,220	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	730	－	714	－	357	50
取立未済手形	218	－	218	－	43	20
信用保証協会等による保証付	37,337	－	37,337	－	2,158	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	7,082	16	7,082	16	8,579	121
合　　計					194,078	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	35,431	-	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,063	-	-	1,106	-	-	-	-	-	-	-	-	539	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	37,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	197	2,139	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
地方三公社向け	1,416	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	-	197,707	-	3,690	-	-	-	1,272	-	-	421	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,010	-	1,201	-	-	-	1,001	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	305	132	-	33,037	-	400	-	-	-	-	-	-	38,427	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	60	-	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	2,529	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	23,302	1,645	6,807	-	967	-	2,853	-	2,335	588	-	1,499	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	23,302	1,645	4,397	-	-	-	2,853	-	-	588	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,409	-	967	-	-	-	2,335	-	-	1,499	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,507	19,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	105,325	22,063	-	268,663	1,645	10,898	-	967	-	4,126	-	2,335	43,923	-	1,499	-

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,308	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,733	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	66	-	-	-	-	12	-	-	-	6,787	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,901	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1,548	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,602	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,538	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,452	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-	4,714	352	-	-	208,484	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	-	-	-	6,418	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,384	-	23,568	-	-	13,061	-	-	-	-	736	-	-	-	113,052	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,698	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	3,681	549	-	-	1,454	1	-	2,892	13,100	-	-	39	-	-	-	61,717	
自己居住用不動産等向け	2,082	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,908	
賃貸用不動産向け	-	510	-	-	-	1	-	2,892	-	-	-	39	-	-	-	10,655	
事業用不動産関連向け	1,599	-	-	-	1,454	-	-	-	13,100	-	-	-	-	-	-	16,154	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	-	10,295	815	-	-	11,888	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,239	-	-	-	-	1,273	-	-	-	3,274	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	728	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,238	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	4,842	-	-	-	-	-	2,028	-	-	6,870	
合 計	3,681	25,766	-	23,568	1,454	1	20,306	2,892	13,100	-	-	17,071	3,196	-	-	572,487	

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	3,718	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,610	—	—	901	—	—	—	—	—	—	—	—	701	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,122	—	—	1,403	—	—	—	—	—	—	—	—	593	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	39,999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	1,562	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
国際開発銀行向け	1,362	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	252	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	141	3,078	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
地方三公社向け	1,414	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	300	—	206,737	—	3,352	—	—	—	1,023	—	—	642	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,010	—	1,001	—	—	—	801	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	304	130	—	34,630	—	400	—	—	—	—	—	—	37,637	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	49	—	11,283	—	—	—	—	—	—	—	—	2,367	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	29,334	573	3,782	—	900	—	621	—	2,294	701	—	1,095	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	29,334	573	1,246	—	—	—	621	—	—	701	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,535	—	900	—	—	—	2,294	—	—	1,095	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	213	—	—	—	—	—	—	—	—	621	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	218	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	15,750	21,766	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	98,676	25,326	—	286,736	573	7,535	—	900	—	1,644	—	2,294	43,668	—	1,095	—

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,718
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,213
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—	15	—	—	—	6,205
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,099
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	1,563
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,362
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	352
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,419
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,420
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	4,513	1,179	—	—	217,782
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	203	—	—	—	6,017
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	3,277	—	24,006	—	—	13,454	—	—	—	—	584	—	—	—	114,425
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	22,937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,638
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	3,344	745	—	—	1,356	1	—	3,737	10,413	—	—	—	—	—	—	58,904
自己居住用不動産等向け	1,775	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,287
賃貸用不動産向け	—	712	—	—	—	1	—	3,737	—	—	—	—	—	—	—	11,277
事業用不動産関連向け	1,568	—	—	—	1,356	—	—	—	10,413	—	—	—	—	—	—	13,339
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	9,028	—	—	—	—	57	—	—	—	9,085
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	864	—	—	—	—	1,335	—	—	—	3,034
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	268	—	—	—	—	—	—	—	—	714
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	218
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,517
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	39	—	—	—	—	—	7,053	—	—	7,092
合 計	3,344	26,960	—	24,006	1,356	1	23,758	3,737	10,413	—	—	6,505	8,232	—	—	576,768

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	35,431	-	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,063	-	-	1,106	-	-	-	-	-	-	-	-	539	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	37,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	197	2,139	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
地方三公社向け	1,416	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	-	197,707	-	3,690	-	-	-	1,272	-	-	421	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,010	-	1,201	-	-	-	1,001	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	305	132	-	33,037	-	400	-	-	-	-	-	-	38,427	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	60	-	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	2,529	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	23,302	1,645	6,807	-	967	-	2,853	-	2,335	588	-	1,499	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	23,302	1,645	4,397	-	-	-	2,853	-	-	588	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,409	-	967	-	-	-	2,335	-	-	1,499	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,507	19,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	105,325	22,063	-	268,663	1,645	10,898	-	967	-	4,126	-	2,335	43,923	-	1,499	-

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,308
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,733
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	66	-	-	-	-	12	-	-	-	-	6,787
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,901
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,548
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,602
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,538
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,452
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-	4,714	352	-	-	-	208,484
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	-	-	-	-	6,418
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,384	-	23,568	-	-	13,061	-	-	-	-	736	-	-	-	-	113,052
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,698
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	3,681	549	-	-	1,454	1	-	2,892	13,100	-	-	39	-	-	-	-	61,717
自己居住用不動産等向け	2,082	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,908
賃貸用不動産向け	-	510	-	-	-	1	-	2,892	-	-	-	39	-	-	-	-	10,655
事業用不動産関連向け	1,599	-	-	-	1,454	-	-	-	13,100	-	-	-	-	-	-	-	16,154
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	-	10,295	815	-	-	-	11,888
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,239	-	-	-	-	1,273	-	-	-	-	3,274
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	728
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,238
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,832	-	-	-	-	-	2,028	-	-	-	6,860
合 計	3,681	25,766	-	23,568	1,454	1	20,296	2,892	13,100	-	-	17,071	3,196	-	-	-	572,477

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	3,718	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,610	-	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	-	701	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,122	-	-	1,403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	593	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	39,999	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,562	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
国際開発銀行向け	1,362	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	252	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
我が国の政府関係機関向け	141	3,078	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-
地方三公社向け	1,414	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	300	-	206,737	-	3,352	-	-	-	1,023	-	-	-	642	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,010	-	1,001	-	-	-	801	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	304	130	-	34,630	-	400	-	-	-	-	-	-	-	37,637	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	49	-	11,283	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,367	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	29,334	573	3,782	-	900	-	621	-	2,294	701	-	1,095	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	29,334	573	1,246	-	-	-	621	-	-	701	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,535	-	900	-	-	-	2,294	-	-	1,095	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	213	-	-	-	-	-	-	-	-	621	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	445	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	218	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	15,750	21,766	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	98,676	25,326	-	286,736	573	7,535	-	900	-	1,644	-	2,294	43,668	-	1,095	-

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,718
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,213
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—	15	—	—	—	—	6,205
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,099
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,563
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,362
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	352
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,419
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,420
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	4,513	1,179	—	—	—	217,782
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	203	—	—	—	—	6,017
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	3,277	—	24,006	—	—	13,454	—	—	—	—	584	—	—	—	—	114,425
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	22,937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,638
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	3,344	745	—	—	1,356	1	—	3,737	10,413	—	—	—	—	—	—	—	58,904
自己居住用不動産等向け	1,775	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,287
賃貸用不動産向け	—	712	—	—	—	1	—	3,737	—	—	—	—	—	—	—	—	11,277
事業用不動産関連向け	1,568	—	—	—	1,356	—	—	—	10,413	—	—	—	—	—	—	—	13,339
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	9,028	—	—	—	—	57	—	—	—	—	9,085
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	864	—	—	—	—	1,335	—	—	—	—	3,034
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	268	—	—	—	—	—	—	—	—	—	714
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	218
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,517
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	29	—	—	—	—	—	7,053	—	—	—	7,082
合 計	3,344	26,960	—	24,006	1,356	1	23,748	3,737	10,413	—	—	6,505	8,232	—	—	—	576,758

ヘリリスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・ 信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・ 信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	374,568	97,236	96	497,884	415,623	72,575	95	484,717
40%～70%	72,321	853	100	55,565	51,453	770	100	52,817
75%	40,988	1,068	53	25,766	32,066	856	49	27,090
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	25,472	906	100	23,568	25,973	811	100	24,818
90%～100%	39,713	9,618	15	35,289	42,945	9,279	19	41,267
105%～130%	17,077	399	100	15,993	15,283	358	100	14,510
150%	18,053	—	—	17,775	6,989	—	—	6,847
250%	7,724	—	—	7,724	12,293	16	100	12,309
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	595,919	110,083	25	679,568	602,628	84,668	29	664,379

(連結)

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・ 信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・ 信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	374,568	97,236	96	497,884	415,623	72,575	95	484,717
40%～70%	72,321	853	100	55,565	51,453	770	100	52,817
75%	40,988	1,068	53	25,766	32,066	856	49	27,090
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	25,472	906	100	23,568	25,973	811	100	24,818
90%～100%	39,705	9,618	15	35,281	42,937	9,279	18	41,259
105%～130%	17,077	399	100	15,993	15,283	358	100	14,510
150%	18,053	—	—	17,775	6,989	—	—	6,847
250%	7,724	—	—	7,724	12,293	16	100	12,309
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	595,910	110,083	25	679,560	602,620	84,668	28	664,371

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じておりますが、これはあくまでも補完的措置であり、事業内容、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、将来性、経営者の資質など、さまざまな角度から与信判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんきん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク 削減手法	(単体)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)	
	適格金融資産担保		保 証		適格金融資産担保		保 証	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
ポートフォリオ								
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	9,684	8,888	34,382	42,493	—	—	9,684	8,888
							34,382	42,493
							—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本（自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り）を各リスクカテゴリーごとに割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権 7) 債券を裏付とする信託受益権
 2) 手形債権を裏付とする信託受益権 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
 3) リース料債権を裏付とする信託受益権 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権

<オリジネーター>

- 1) 資産譲渡型 2) 合成型（シンセティック型）

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有しておりません。

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

区 分	(単位) 令和6年度		(単位: 百万円) 令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	4,018	4,018	4,564	4,564
非上場株式等	23	23	23	23
合 計	4,041	4,041	4,588	4,588

(連結) (単位: 百万円)		(単位: 百万円)	
令和6年度		令和7年度	
連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
4,018	4,018	4,564	4,564
13	13	13	13
4,031	4,031	4,578	4,578

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(単位) 令和6年度		(単位: 百万円) 令和7年度	
	売却益	売却損	償 却	
売却益	205	—	—	
売却損	—	—	—	
償 却	—	—	—	

(連結) (単位: 百万円)		(単位: 百万円)	
令和6年度		令和7年度	
205	774	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	(単位) 令和6年度		(単位: 百万円) 令和7年度	
	評価損益		評価損益	
評価損益	902		1,436	

(連結) (単位: 百万円)		(単位: 百万円)	
令和6年度		令和7年度	
902	1,436		

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)		(単位：百万円)	(連結)	(単位：百万円)
区 分	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単体)		(単位：百万円)	(連結)	(単位：百万円)
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要及びリスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより月次で計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（i）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

（ii）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

（iii）流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（iv）固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（v）複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫では、IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

（vi）スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）
当金庫では、IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

（vii）内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。

（viii）前事業年度末の開示からの変動に関する説明
算定方法の変更はありません。

（ix）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えと考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利に関する事項

（i）金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としていいます。

- (ii)金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債権のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 目		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	10,584	13,066	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	345
3	スティープ化	12,040	12,139		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	1,402	1,344		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	12,040	13,066	0	345
8	自己資本の額	48,013	48,760	48,013	48,760

- (注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

10. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生 の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は189百万円で

す。

(注) 1.対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「基本報酬」123百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」41百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

- 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。
- 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。